

第4回新町名候補選定小委員会議事日程

平成16年10月22日(金) 合併協議会終了後 開会

日程 番号	事件番号	事件名
1		会議録署名委員指名 (委員) (委員)
2	議案第 1号	郡の所属の取扱いについて(継続協議)

檜山北部3町合併協議会
第4回新町名候補選定小委員会

と き／平成16年10月22日(金)
合併協議会終了後に開催
ところ／大成町町民センター

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
会議録署名委員の指名について
(1) 議案第1号 郡の所属の取扱いについて
4. その他
5. 閉 会

議案第1号（継続協議）

郡の所属の取扱いについて

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。
その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

1. 新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
2. 新町の郡の所属は、大成郡とする。
3. 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年10月22日提出

新町名候補選定小委員会
委員長 花田千賀志

郡の所属の取扱いについて

1 新町の郡の所属の決定権限

- ・新町の郡の所属は都道府県が決定

関係法令

■地方自治法

[郡の区域]

第 259 条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

② 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

③ 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第 1 項の例によりこれを定める。

④ 第 1 項乃至第 3 項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第 7 条第 7 項の規定は、第 1 項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

■住民基本台帳法施行令

(職権による住民票の記載等)

第 12 条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第 7 条から第 10 条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第 7 条から第 10 条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

■不動産登記法

[行政区画又はその名称の変更の場合における登記簿の記載の当然変更]

第 59 条 行政区画又は其名称の変更ありきたるときは登記簿に記載したる行政区画又は其名称は当然之を変更したるものと看做す字又は其名称の変更ありきたるとき亦同し。

■登記免許税法

(非課税登記等)

第5条 次に掲げる登記等（第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

(1)～(3) 略

(4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項又は第4条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

(5) 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

(6)～(13) 略

■登録免許税法施行規則

(登録免許税の免除を受けるための書類)

第1条 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）第5条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 法第5条第4号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する住居表示の実施又は変更に伴って受けるものであることを証する当該実施又は変更に係る市町村長（特別区の市長を含む。次号において同じ。）の書類

(2) 法第5条第5号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴って受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者（国及び法別表第2に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事の認可を受けた者であることを当該知事の証明により明らかにされたものに限る。）の書類

2 郡の所属が変わることによる影響

①住所が変更となる。 ⇒ 町名変更に伴い住所が変更となるため同じ。

3 法務局への情報提供

登記の変更には4ヶ月ほどの事務処理が予想されることから、郡、町名等の変更が生じる場合は事前に法務局に対して情報提供が必要となる。

4 北海道の考え方

① 郡の所属は北海道が一方的に決定するのではなく、合併協議を行っている市町村の協議により方針決定されたものを尊重することとしている。

5 郡に所属している町の取扱い

- ① 瀬棚郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(大成町の同意)
 - ② 久遠郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(瀬棚町及び北檜山町の同意)
 - ③ 新たな郡名とする場合は、3町での協議が必要となる。
- ※上記のいずれかを選択しても瀬棚郡に所属している今金町との協議は必要なし。

6 新町の郡所属の方針を決定する期限

- ① 平成17年9月に合併をした場合、郡の所属に関連する調整事項もあるため、平成16年11月初めには郡の所属方針を決めて北海道に要望する必要がある。

●協議手順（他県での事例）

- ① 郡の所属について合併協議会において協議
- ② 郡の所属について合併協議会において方針決定
- ③ 合併協議会は方針決定に基づき県に要望
- ④ 合併協議会からの要望を受け県としての方針を検討
- ⑤ 県の方針について合併協議会に連絡
- ⑥ 合併協議会において合併協定書（案）決定
- ⑦ 合併協定書の調印
- ⑧ 各町議会において合併議決
- ⑨ 合併申請書を県に提出
- ⑩ 県が合併申請書を受理
- ⑪ 県議会において、合併を議決に併せて新町の郡の所属について議決